

○被疑者供述調書等における各葉指（押）印制度の実施について

平成28年 7 月14日

刑 総 第 1167号

警 察 本 部 長

被疑者供述調書等における各葉指（押）印制度の実施について（通達）

適正捜査の推進、被疑者供述の任意性等の確保等に資するため、みだしの制度を平成28年7月15日から次のとおり実施するから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

本制度は、緻密かつ適正な捜査推進の一環として、また、供述者である被疑者に供述調書等の内容を確認する機会を十分に与え、そのあかしとして自ら指（押）印等を行ったことを明らかにすることにより、供述の任意性及び信用性（以下「任意性等」という。）を確保し、更に裁判員制度において裁判員に対し、供述の任意性等を客観的に示すための一方策とするものである。

2 実施方法

(1) 対象事件

罪種、身柄の有無等を問わず、各所属で処理する全ての事件

(2) 対象書類

次に掲げる様式とする。

ア 自首調書（司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年最高検企第54号。以下「基本書式例」という。）様式第7号）

イ 供述調書（甲）（基本書式例様式第8号）

ウ 弁解録取書（基本書式例様式第19号）

(3) 作成方法

ア 取調官は、録取した供述内容を供述者である被疑者に確認させるに当たっては、録取内容を読み聞かせるとともに、録取した前記(2)の対象書類（以下「調書等」という。）を閲覧する機会を与えること。ただし、通訳人を介し、又は取調官が自ら外国語を使用して取り調べた場合において、録取した供述内容を被疑者に確認させるときは、調書の対応部分（段落ごと等）を通訳人を介すなどして逐一指し示しつつ、外国語で読み聞かせ

ること。

イ 録取した内容を閲覧確認させた後、調書等の各葉欄外に調書等の記載内容を確認したあかしとして供述者である被疑者自身に確認の指（押）印又は署名（以下「確認印」という。）を求めた上、調書等の末尾に署名及び指（押）印を求めること。この場合において、調書等末尾の署名及び指（押）印がなされた葉の欄外についても、確認印を求めること。

ウ 調書等各葉欄外にさせる確認印については、身柄拘束中の被疑者は原則として指印とするが、身柄拘束の別を問わず、被疑者が確認の指印に代えて各葉への押印又は署名を希望する場合は、これを認めるものとする。

エ 調書等各葉欄外への確認印の位置は、欄外右下とし、契印、丁数表示部分又はとじ代に重ならないように留意すること。

オ 前記アからウまでの状況について、調書等の奥書に有りのままの状況を記載すること。

3 作成上の留意事項

(1) 被疑者に対する本制度の趣旨の教示

調書等の作成に当たっては、被疑者に対して、各葉への確認印は、供述者である被疑者自身が閲覧等により、調書の記載内容を十分に確認したことを明らかにするためである旨を説明した上で、各葉への確認印を求めること。

(2) 漢字が読めないので閲覧は不要である旨の申出を受けた場合の措置

漢字が読めない被疑者については、外国人被疑者への対応と同様に対応部分を指し示しながら識字を補助して確認させること。

(3) 調書等が1枚の場合の措置

調書等が1枚の場合であっても、読み聞かせた上、閲覧確認させ、欄外への確認印を求めること。

実施日

この通達は、平成28年7月15日から実施する。

実施日（平成28年11月22日刑総第2007号）

この通達は、平成28年11月22日から実施する。